

第8回



主催：関西圏国家戦略特区「雇用労働相談センター」

公開セミナー & 雇用労働相談会

参加
無料

定員
30名

(定員になり次第締切)

経営者、労働者等どなたでもご参加いただけます

開催日時：平成30年11月28日(水) 17:00～20:00 ※16:30～受付開始

場所：淀屋橋三井ビルディング(淀屋橋odona)9階 会議室9-1 (有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所内)
(大阪市中央区今橋四丁目1-1 / 大阪市営地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 10号出口直結)

17:00～18:00

セミナーⅠ

「メンタルヘルス 会社と管理職の責任」

職場でのメンタルヘルス対策として労働者の心理的な負担の程度を把握する検査(ストレスチェック)を1年に1回以上行うことが義務化され、はや3年になるようとしています。

厚生労働省が行った調査では、「仕事に強い悩みやストレスを抱えている労働者の割合は5～6割程度でずっと推移が続いている」とされており、過去1年間でメンタルヘルス不調により連続1カ月以上の休業、または退職をした労働者は年々増加傾向にあります。本セミナーでは、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づいて、会社及び管理職の義務や責任、注意点などを解説いたします。

【講師】 社会保険労務士(センター相談員) 南 葉子

一般企業、会計事務所にて長年勤務後、平成28年7月芦屋市にて南葉子社会保険労務士事務所を開設。

相談しやすい社労士を目指して中小企業等の労務相談、就業規則の作成、助成金等の提案、組織づくりのサポートなど幅広く行っている。

18:00～19:00

セミナーⅡ

「メンタルヘルスケアにまつわる法律問題と紛争の予防」

～ 積極的なメンタルヘルスケアを行うために ～

職場におけるメンタルヘルスケアについては、労働安全衛生法により取組が義務付けられ、各企業においても種々の取組がなされてきているところですが、精神疾患による労災認定件数は増加傾向にあります。今回のセミナーでは、このような労働者に係る雇用管理については慎重な配慮が求められていることを十分にご理解いただき、メンタルヘルスケアの位置づけやこれに関連する法律問題を、雇用指針や裁判例に触れつつ解説するとともに、紛争の予防に役立てていただけるような知識をお伝えしたいと思います。

【講師】 弁護士(センター弁護士) 村上 知子

アーカス総合法律事務所 大阪弁護士会中小企業支援センター協力弁護士。

中小企業、従業員の双方の立場からの労働事件につき、相談・交渉・訴訟等の案件を取り扱う。

19:00～19:20

質疑応答

19:20～20:00

個別相談会

【相談対応者】 社会保険労務士・弁護士(センター相談員)

申込締切：平成30年11月27日(火)

WEB

<https://kecc.jp>



FAX

06-6371-3195

第8回 公開セミナー&雇用労働相談会

氏名	会社名(役職)	()
住所 (〒 -)		
TEL	E-mail	
<input type="checkbox"/> セミナー終了後に相談を希望する	<input type="checkbox"/> 後日相談を希望する(相談場所：雇用労働相談センター)	

お問合せ・お申込み

関西圏国家戦略特区

「雇用労働相談センター」事務局

TEL：06-6136-3194 FAX：06-6371-3195 E-mail：info@kecc.jp

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館 ナレッジキャピタル 8階 K827号室

相談・お問合せ対応時間：月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)